



必要なあなたへ、必要な情報をすばやくお届けします!

メール配信サービス「リアルタイム高島」

高島市の広報の新しい取り組みとして、携帯電話やパソコンへのメール配信サービスを開始します。

今年度は次の5つの情報から開始し、順次提供する内容を増やしていく予定です。

登録手続きは簡単です。ぜひご利用ください。

9月1日
登録開始

登録は



次のアドレスに空メールを



開始

(QRコードからもアクセスできます。)

防災情報

地震・土砂災害・避難情報
real.bousai@mpme.jp

不審者情報

不審者出没・凶悪犯人逃走情報
real.husinsya@mpme.jp

乳幼児健診情報

乳幼児の健診日程
real.nyuyouji@mpme.jp

火災情報

火災などが発生した場合の情報
real.kasai@mpme.jp

献血情報

献血の日程
real.kenketu@mpme.jp

今後順次サービス開始予定

- 交通情報 (JR・バス・道路情報など)
- 成人検診情報
- 観光・イベント情報 など

〔現在関係機関と調整中です。〕
〔しばらくお待ちください。〕

- 希望する情報ごとに申込用アドレスに空メール (タイトルや本文を何も書かないメール) を送信してください。
- 折り返し、登録用のメールが送られますので、本文中のURLをクリックします。
- 画面が変わり、自分のメールアドレスが表示されていることを確認するとともに、情報によっては希望する地域等のチェックを入れ送信します。
- 登録が完了すると完了メールが届きます。これで登録手続きは終わりです。上記5つの情報を希望される場合は、この作業を5回行っていただくこととなります。

◆市から送信するアドレス◆

市から送信する際のアドレスは real@city.takashima.shiga.jp です。

◆登録上の注意事項◆

- 利用料は無料ですが、メール送受信など各携帯電話会社の通常のパケット通信料や、パソコンの場合のプロバイダ料などをご負担ください。
- mpme.jp及びcity.takashima.shiga.jpからのメールを受け取れない設定をしている場合は受信可

能にしてください。(機種によって設定方法が異なりますので、各メーカーにお問い合わせください。)

- このメールは情報発信のみで、発信元のメールアドレスに対して返信はできません。
- メールアドレスを変更された場合は、必ず再登録をお願いします。変更されずにメール配信時にエラーになった場合は、アドレスを削除させていただきます。
- 利用される通信事業者のシステムや利用者の電波状態等の条件によって、着信に遅れや障害が発生する場合がありますので、ご承知ください。
- 障害および保守などで事前に通知することなく、運用を停止する場合があります。
- 利用者が登録された情報はメール配信目的以外に使用することはありません。また、本人の承諾なく第三者に提供・開示しません。
- 利用者が登録される情報はSSL通信により暗号化して送信されます。

※SSL通信……情報を暗号化して送信します。プライバシーに関わる情報等を安全に送信することができます。

☎秘書広報課 ☎(25)8130

高島市未来へ誇れる 環境保全条例

この条例は、市民と協働で策定した環境基本計画の実行条例といえます。環境基本計画に込められた市民の強い思いや、市、市民、事業者として来訪者のそれぞれの責務を明確にし、実効性を高めています。

また、皆さんからのご意見やお困りの声をもとに、良好な生活環境をおびやかす行為を規制し、罰則を設けることで、こうした行為を抑止しようとするものです。

条例では、市、市民、事業者として来訪者のそれぞれの責務を定めています。市は必要な各種の環境施策を積極的に実施し、市民と事業者は、市が実施する環境施策に協力、連携し、来訪者の協力についても定めています。

〔県知事許可でも届出が必要〕

産業廃棄物処理施設の設置やダイオキシン特別措置法や水質汚濁防止法などに規定する特定施設の設置などは、県知事の許可や届出であることから、市はその詳細を把握することができません。市民の生活環境に深い事柄であることから、市としても把握できるよう、許可業者などに書類の提出を求めることができます。

規定しています。また、県知事への届出までに地域住民に事前説明を義務づけるなど、事故防止と地域住民の理解を得るよう規定しています。

〔100㎡以上の埋立は市長許可〕

不適切な土地の埋立てなどが全国でも問題になっていることから、これを防止する目的で500㎡以上の土地の埋立てなどは、一定の条件に該当する場を除き、市長の許可制となります。(農地のかさ上げなど)。許可後も、許可基準や施工基準に違反している場合は、改善を命じるとともに、違反行為者に対しては、罰則があります。

条例制定に寄せて

●田浦健朗局長

(NPO法人 気候ネットワーク事務局)



「高島市の環境への積極的な取り組みは、よく知られており、この条例もその成果の一つでしょう。市民

の良好な生活環境を保全するという高島市の強い思いが感じられます。計画や条例は実行されることが重要です。この条例が確実に実行され、「持続可能な高島市」が実現されることを期待します。」

※気候ネットワーク

地球温暖化防止に取り組む全国の市民・市民団体のネットワーク組織として、温暖化に関する情報発信や政策提言、温暖化国際交渉への働きかけなどの活動をされています。環境基本計画の策定時にも、助言をいただきました。

〔罰則を設けて市民の良好な生活環境をおびやかす行為を抑止〕

- 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 不法投棄者等の現状回復命令違反、放置自動車の撤去命令違反など
- 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
- 土地埋め立てでの許可条件・施工規程違反での改善命令違反など
- 10万円以下の罰金
- 特定施設等の公害に係る改善命令違反など
- 5万円以下の罰金
- 空き地など管理不良状態の是正命令違反など
- 2万円以下の罰金
- 動物の適正飼養に対する措置命令違反

動物の飼い主が適正な飼養ができていない

- 行政指導
- 是正勧告
- 是正命令

2万円以下の罰金



放置自動車

- 調査
- 行政指導
- 撤去勧告
- 撤去命令

1年以下の懲役 または 100万円以下の罰金



不法投棄

- 調査
- 行政指導
- 撤去勧告
- 撤去命令

1年以下の懲役 または 100万円以下の罰金



空き地等が管理不良状態

- 行政指導
- 是正勧告
- 是正命令

5万円以下の罰金

